



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

洗面化粧ユニット

Vanity Cabinets

BLS VC:2015

2015年8月31日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目次

優良住宅部品認定基準 洗面化粧ユニット

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 洗面化粧ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2. 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
3. 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

洗面化粧ユニット

I. 総則

1. 適用範囲

住宅に用いられる洗面化粧ユニットに適用する。

2. 用語の定義

- a) 洗面化粧台タイプ：e)で定義する洗面化粧台を用いた洗面化粧ユニットをいう。
- b) 洗面化粧カウンタータイプ：f)で定義する洗面化粧カウンターを用いた洗面化粧ユニットをいう。
- c) 洗髪・洗面タイプ：洗髪機能付湯水混合水栓が付いている洗髪・洗面用のものをいう。
- d) 洗面タイプ：洗髪機能付湯水混合水栓以外の水栓が付いている洗面用のものをいう。
- e) 洗面化粧台：洗面器の付いた台で収納部も含め構造的に一体化したものをいう。
- f) 洗面化粧カウンター：洗面器の付いた天板で構造的に独立したものをいう。
- g) 化粧キャビネット：鏡、小物収納、照明器具を組み合わせたものをいう。
- h) 収納キャビネット：収納のみのキャビネットをいい、種類としては、上部収納、下部収納、サイド収納がある。なお、サイド収納の扉に鏡が付いているものもこれに含む。
- i) ユニット高さ：洗面化粧台タイプの場合に、洗面化粧台と化粧キャビネットを組み合わせた高さで、垂直投影面の最大寸法をいう。洗面化粧カウンタータイプの場合は特に定義しない。
- j) 洗面器高さ：床面から洗面器又は天板のあふれ縁までの垂直距離をいう。なお、オーバーフロー口はあふれ縁とはみなさない。
- k) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- l) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- m) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- n) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 標準的な構成部品は表－1による。

表－1 構成部品

構成部品名	洗面化粧台タイプ	洗面化粧カウンタータイプ	備考
洗面化粧台	●	—	*1 上部収納又はサイド収納のキャビネットが取り付けられる場合、セットフリー部品とする。 *2 単水栓を付ける場合、セットフリー部品とする。 *3 洗髪・洗面タイプで下部収納キャビネット内に水が侵入する可能性がある場合の水受け容器等を指す。 *4 排水栓並びにそれに付随する部品を指し、洗髪・洗面タイプについては、ヘアキャッチャー付とする。
洗面器	—	●	
天板	△	●	
化粧キャビネット	○	△	
上部収納キャビネット	△	△	
下部収納キャビネット	△	○*1	
サイド収納キャビネット	△	△	
湯水混合水栓	○*2	●	
単水栓	△	△	
器具給水・給湯管	△	△	
給水管付止水栓	△	△	
洗髪機能付湯水混合水栓用付属部品*3	△	△	
器具排水管	●	●	
排水トラップ	●	●	
排水栓金具*4	●	●	
鏡	△	○	
照明器具	△	△	
小型電気温水器	△	△	
タオル掛け	△	△	

※ 湯水混合水栓及び単水栓の性能は、JIS B 2061:2013（給水栓）によるものとする。

注) 構成の別

- ：(必須構成部品)住宅部品としての基本機能上、必ず装備されなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品)必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

構成部品の材料は以下による。

- a) 必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。
- b) II. の1.2.3 d)「構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」に定めるものであること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工は、原則として次による

- a) 洗面化粧台又は洗面化粧カウンター、並びに各キャビネットの据付
- b) 湯水混合水栓、単水栓及び器具給水・給湯管の取付

- c) 排水トラップ及び器具排水管の取付
- d) その他構成部品の取付

6. 寸法

- a) 洗面化粧台タイプの幅は、表－２のとおりとする。また、洗面化粧カウンタータイプの天板の幅は、750mm以上であること。

表－２ 洗面化粧台の幅

種 類	幅[mm]
洗面タイプ	500,600,700,750,800,900,1000,1050,1100,1200
洗髪・洗面タイプ	600,700,750,800,900,1000,1050,1100,1200

- b) 幅、奥行き及び高さの寸法許容差は、 ± 5 mmとする。ただし、材料が陶器の場合は、JIS A5 207:2005（衛生陶器）の7.2「寸法許容差」によるものとする。

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 吐水時の水の飛散防止
水栓又はシャワーからの吐水時に、洗面器外部へ著しい水の飛散がないこと。
- b) 洗面器各部の水漏れ防止
 - 1) 排水栓からの漏水
排水栓からの漏水量は、少ないこと。
 - 2) 洗面器、排水トラップ及び排水管の各接続部からの漏水
洗面器、排水トラップ及び排水管の各接続部からは漏水がないこと。
- c) オーバーフロー口の排水能力
オーバーフロー口の排水能力は、通常使用状態において適切であること。
- d) 照明器具の照度
照明器具の照度は、150 lx以上であること。
- e) ヘアキャッチャーの頭髮捕集性能[洗髪・洗面タイプ]
ヘアキャッチャーの頭髮捕集は適切で、かつ捕集後も使用上支障のない排水性能を有すること。
- f) コンセント容量[コンセントを設ける場合]
コンセント容量は、洗面タイプの場合に1.0 kW以上で、洗髪・洗面タイプの場合に1.2 kW以上とし、使用電力の最大値がコンセントの近辺に表示されていること。
- g) 洗面器の周囲の防水処理
洗面器と天板との間に隙間がある場合は、防水処理が施されていること。
- h) 天板の飛散水の処理
天板は、飛散した水がふき取りやすいものであること。
- i) 下部収納キャビネット内への水の侵入対策[洗髪・洗面タイプ]
下部収納キャビネット内へ水が侵入する可能性があるものについては、水受け容器等が設けられていること。
- j) 小型電気温水器の貯湯容量[小型電気温水器付の場合]
貯湯容量は、洗面タイプの場合に10 L以上で、洗髪・洗面タイプの場合に18 L以上であること。
- k) 機能の確保
洗面化粧ユニットの各部は、機能が確保されたものとなっていること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) キャビネットの取付強度
化粧キャビネット、上部収納キャビネット及びサイド収納キャビネット（床置きタイプを除く。）は、所定の荷重において、各部に破損、著しい変形、ひび割れ、接合部の破損、金具類のゆるみが生じないこと。
- b) 収納棚に物を収納したときの各部の強度

各キャビネットは、所定の荷重において、使用上支障のある変形、ひび割れ、接合部の破損、緩みなどがないこと。

c) 洗面化粧台の剛性

洗面化粧台は、所定の荷重において、ひずみ量が少なく、各部の破損、著しい変形及び接続部の破損、緩みがないこと。

d) 洗面化粧台底部の強度

洗面化粧台底部は、所定の荷重において、著しくぼみ、変形がないこと。

e) 天板の強度

天板は、所定の荷重において、著しい変形、ひび割れ、接合部の破損、金具類の緩みが生じないこと。

f) 洗面器及び天板の耐衝撃

洗面器は、所定の衝撃において、表面にひび割れ、はく離、直径3mm以上の打痕が生じないこと。

g) 引手取付け部の強度

洗面化粧台及び各キャビネットの引手は、所定の荷重において、引手の取付け部に緩み、はずれ、破損がないこと。

h) 扉取付け部の強度

扉取付け部は、所定の衝撃において、残留たわみ量が少なく、扉の開閉に支障及び著しい破損がないこと。

i) 排水栓の鎖及び取付部の引張り強度[鎖付排水栓の場合]

排水栓の鎖及び取付部は、所定の荷重において、鎖の外れ、破損、著しい変形が生じないこと。

j) 鏡の固定

鏡は、可動部に固定する場合、支持金具等により機械的に固定するものとし、非可動部に固定する場合、機械的に固定するか、又はこれと同等以上の強度を有する固定方法とすること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状、加工上の安全

人体が接触する各部分は、バリ、めくれ、鋭利な突起物がないこと。

b) 電気設備の絶縁抵抗、絶縁耐力及び耐湿絶縁

- 1) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間は、十分な絶縁抵抗があること。
- 2) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間は、十分な絶縁耐力があること。
- 3) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間は、十分な耐湿絶縁があること。

c) コンセントの電气的安全[コンセントを設ける場合]

コンセントは、水が入りにくい構造又は位置とすること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 衛生確保のための形状[洗面化粧カウンタータイプの場合]

洗面器と天板の取合い部分は、埃がたまりにくい構造になっていること。

b) 逆流防止

逆流防止できる構造であること。

c) 排水トラップ

排水トラップは、排水管内の臭気や衛生害虫が室内に入り込まないものであること。

d) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策

構成部品に使用する材料は、次のいずれかであること。

- 1) 建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。
- 2) 同条第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

a) 冷熱繰り返し

洗面器は、所定の熱衝撃において、表面にひび割れ、変形、著しい変色及び退色を生じないこと。また、陶器製の洗面器は、所定の急冷において、素地及びうわぐすりのいずれにもひび割れが生じないこと。

b) 耐摩耗 [鋼板ほうろう又はアルミニウム合金の場合]

- 1) 鋼板ほうろうは、十分な耐摩耗性を有すること。
- 2) アルミニウム合金は、JIS H 8601-1992 (アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜) に規定するAA10-W_F以上であること。

c) 密着性 [塗装鋼板又は木部塗装品の場合]

塗装鋼板又は木部塗装品の塗膜又は表面層は、十分な密着性を有すること。

d) 耐食性 [塗装鋼板、アルミニウム又はアルミニウム合金の場合]

- 1) 塗装鋼板は、十分な耐食性を有すること。
- 2) アルミニウム又はアルミニウム合金は、JIS H 8601:1992に規定するAA6B・K-L又はAA10・K-L以上であること。

e) 耐酸・耐アルカリ [鋼板ほうろう、アクリル樹脂粉体塗装鋼板、樹脂系人造大理石、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂の洗面器・天板の場合]

洗面器及び天板は、十分な耐酸性及び耐アルカリ性を有すること。

f) 鏡の耐久性

鏡は、十分な耐温水性、耐湿性、耐ホルマリン性、耐塩分性を有すること。また、十分な密着性を有すること。

g) 洗面器の耐汚染性 [陶器製以外のもの]

洗面器は、十分な耐汚染性を有すること。

1.4 環境に対する配慮 (この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である)

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2 住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 洗面器の防水機能（使用上支障なく水を溜める機能をいう）、水栓の胴体部及びキャビネット本体の剛性 5年
- 2) 1). 以外の部分又は機能(施工の瑕疵を含む) 2年

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合
- 10 配管への異物流入に起因する不具合
- 11 温泉水、井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合
- 12 寒冷地仕様でない住宅部品の場合の凍結に起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

補修及び取替えへの配慮は、次による。

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)を明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

相談窓口の整備は、次による。

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

洗面化粧ユニットに関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

洗面化粧ユニットの使用について、一定の事項を記載した取扱説明書、注意ラベル及び保証書が所有者に適切に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

キッチンシステムの専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（洗面化粧ユニット BLS VC：2015）は、2015年8月31日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（洗面化粧ユニット BLS VC：2013）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（洗面化粧ユニット）

解 説

以下は、「優良住宅部品認定基準（洗面化粧ユニット）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 免責事項の表現の統一【Ⅱ.2.2.1】

Ⅱ 基準改正の履歴

【2013年4月30日公表・施工】

1. 保証における免責事項の基準内への記載
2. 適切な施工の担保及び情報提供の変更

【2009年3月31日公表・施行（一部追記）】

安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

【2008年10月1日公表・施行（一部追記）】

附則の追記

【2007年11月30日公表・施行】

構成部品の湯水混合水栓に対する要求性能の変更

【2005年12月28日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実
 - 1) 認定基準の性能規定化
 - 2) 認定基準の充実
 - (1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ. 1. 4】
 - (2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実
 - イ. 維持管理体制の充実【Ⅱ. 2】
 - ロ. 消費者等への情報提供【Ⅱ. 3】
2. 評価基準の制定

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3) 】

【2002年11月5日施行】

蹴込み部の奥行き寸法、欠き込み部の高さ寸法を規定【Ⅱ 7. (1) 1 2)】

【2001年12月20日公表・施行】

1. ホルムアルデヒド対策の範囲について明確化【Ⅱ 7. (4) 4)、5)】
2. ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行【Ⅱ 7. (4) 4) ,5)】

【2000年12月20日公表・施行】

1. 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応
2. 器具排水管についての規定の追加【Ⅱ 1. 2. 3 c)】】

【2000年10月31日公表・施行】

1. 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【1 2. (1). (2)】

【1999年4月1日公表・施行】

1. 寸法規定の変更【Ⅱ 6. (1)】
2. 洗髪・洗面タイプのシャワー吐水時の水の飛散の性能規定化【Ⅱ 7. (1) 2)】
3. オーバーフロー口の排水能力の性能規定化【Ⅱ 7. (1) 4)】
4. 洗髪・洗面タイプのヘアキャッチャーの頭髮捕集性能の性能規定化【Ⅱ 7. (1) 6)】
5. 小型電気温水器の貯湯容量の規定化【Ⅱ 7. (1) 11)】
6. 電氣的安全の確保のためのコンセントの仕様規定化【Ⅱ 7. (3) 3】
7. ホルムアルデヒドの放散量の規定化【Ⅱ 7. (4)】
8. 洗面器の冷熱繰返し試験方法の変更【Ⅱ 7. (6) 1)】
9. 耐磨耗、密着性、耐食性の項目の追加【Ⅱ 7. (6) 2)、3)、4)】

【2003年6月3日施行】

1. 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更【Ⅱ 7. (4). 1)】
2. ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け【Ⅱ 7. (4). 2)】